

Molaサポートパック申込書

事業者情報・代表者情報

別紙記載の重要事項説明書を確認し、承諾致しました。

法人名 屋号名	フリガナ			印 又はサイン	
代表者氏名	フリガナ	業種			
	印 又はサイン	代表者 生年月日			
店舗名	フリガナ	店舗 電話番号			
店舗住所	フリガナ	携帯番号			
担当者名	フリガナ	プラン選択	<input type="checkbox"/> Molaサポートパック (月額:1,350円)		
メール アドレス	記載必須:毎月の請求明細をメールにてお送り致します				

複数店舗用(2店舗目)

店舗名	フリガナ	店舗 電話番号			
	フリガナ	携帯番号			
店舗住所	フリガナ				
担当者名	フリガナ	プラン選択	<input type="checkbox"/> Molaサポートパック (月額:1,350円)		
メール アドレス	請求明細を代表店舗のメールアドレスとは別々に希望される場合は記載				

複数店舗用(3店舗目)

店舗名	フリガナ	店舗 電話番号			
	フリガナ	携帯番号			
店舗住所	フリガナ				
担当者名	フリガナ	プラン選択	<input type="checkbox"/> Molaサポートパック (月額:1,350円)		
メール アドレス	請求明細を代表店舗のメールアドレスとは別々に希望される場合は記載				

Mola サポートパック 重要事項説明書

※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

本紙は、「Mola サポートパック」の重要事項説明書です。※本書は特定商取引法に基づく表示を行っております。
ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
ご契約者と申込み担当者が異なる場合は、本内容を申込み担当者からご契約者にご説明ください。
ご契約いただく際、ご案内しております内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。
本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細は、Mola サポートパック利用規約(以下、規約といいます。)をご参照ください。ご不明な点は、弊社までお問い合わせください。
Mola サポートパック利用規約はHPでご確認いただけます。(https://www.max-support.co.jp/business/support_pack.html)

ご利用にあたっては、本書に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

【サービス全般について】

及び現場駆けつけ対応を行いません。
ご契約時にご契約者または利用者が詐欺、脅迫の行為があつた場合
ご契約者が保険金を不法に取得する目的をもつてた場合
ご契約者または利用者が現金又は諸規定の定めに違反した場合
ご契約者または利用者が不必要な会話せや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
ご契約者または利用者が暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人(いわゆる反社会的勢力)に属する、又は密接な関係を有する場合
ご契約者または利用者が保険金を弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせる目的として損害を生じさせた場合
その他、当社が利用者として不適切とみなした場合

(6)サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

株式会社マックスサポート
鳥取県米子市東町 234 番地
平井 和治
ホームページ https://www.max-support.co.jp/business/support_plan.html

(7)サービスに隠れた瑕疵がある場合の弊社の責任

上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額利用料金を上限とし、弊社はこれを賠償するものとします。

(8)契約の解除について

書面または電話による契約の解除を受付けております。電話による契約の解除をご希望の場合は、必ず契約書本人が Mola サポートパック事務局までご連絡をお願いいたします。書面による契約の解除をご希望の場合は、サービスに関する利用契約の解約又は解除に関する書面のご提出を、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にお送りください。
※契約の解除に関する書面には、「Mola サポートパック契約解除」と記載いただき、住所、電話番号および契約者氏名(いずれも)のサービスの利用申込み時に弊社へお届けいただいた情報を明記ください。

【契約解除書面の送付先】

宛名: 株式会社マックスサポート Mola サポートパック事務局
住所: 〒683-0067 鳥取県米子市東町 234 番地 米子開発ビル3F
※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

(9)サービスおよびサービスに関する利用契約の解約又は解除に関するお問い合わせ先

名前 Mola サポートパック事務局
電話番号: 0120-347-084
受付時間: 10:00~18:00
(土日祝日、および弊社指定のインターネット日を除く)
※対応品質向上のため、通話内容を録音させていただいております。

【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、書面にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 1に記載した事項にかかる限り、お客さまが、弊社が特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより認認をし、または弊社が同法第3項の規定に違反したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 1, 2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力が生じます。
4. 1, 2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があつた場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求いたしません。
5. 1, 2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があつた場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、当該契約に係る債務の対価の他の金銭の支払いを請求いたしません。
6. 1, 2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があつた場合において、当該契約に關連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 1, 2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除を行った場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客様(特定商取引法第24条第1項の申し込者等をいう。)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

【生活トラブル対応かけつけサービス】

(1)商品の仕組み

本サービスは当社及び当社の業務提携先もしくは業務提携先のグループ会社等または業務提携先取引業者(以下、当社の業務提携先もしくは業務提携先のグループ会社等または業務提携先取引業者を総称して「業務提携先等」といいます。)がお住まいの場所において、設備不具合が生じた場合、業務提携先等指定の専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、設備不具合の心配的な解決を図るために情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。

*※対応対象となります。(回線以降の二次対応は、無償対応に含まれております。)

*※本サービスは現場への出動時間を保証するものではなく、地域、時間帯、天候、交通事情、作業内容等の諸般の事情により、即日対応できない場合や作業員が現地到着するまでに時間をおかずする場合があります。

(2)サポートの対象

1. **サポートの対象者:**商業施設(テナント等)の法人会員(個人事業主を含みます)および加入申込み登録されている利用者の方。

2. **対象とする物件:**事務所、小売店、サービス店舗、飲食店(以下「店舗等」といいます。)などの事業用物件の専有部分室内に限ります。

3. **複数の物件を対象とする場合:**同一の法人会員であっても、サービスの提供を希望する物件ごとに、加入申込みを要するものとします。

4. **範囲:**対象とする店舗等の設備の故障・不具合の修理。

・ガス紛失や故障時の開錠

*※対象とする物件の専有部分に通じる出入り口でサービス利用者が通常利用するものに限ります。

*※開錠対応の際に別途特殊作業費用がかかる場合や、特殊構造の鍵に開錠しては開錠できない場合があります。

・水廻りの設備不具合/窓ガラスの破損

*※店舗等修理の場合には利用客に提供するスペースのみとなります。

・ガス機器の不具合

*※電話対応による情報提供のみとなります。

・電気設備の不具合

*※停電、電気が点灯しない、ブレーカーが落ちた場合の電話対応による情報提供のみとなります。

5. **利用回数:**特に回数の限度はありません。

6. **時間:**24時間 365 日

7. **問い合わせ先:**0120-867-004(当社専用窓口)

(24時間 年中無休)

8. **料金に含まれる費用・含まれない費用と支払い方法**

[無償] 出張費用・60分以内の基本作業料金(一次対応のみ)

[有償] 60分を超えた作業料金、部品交換や特殊作業が必要になった場合の交換および作業代金

支払時期:サポート完了後、後日、業務提携先取引業者の指定口座に振込

*※サポート料金とは、出張費用 60 分以内の基本作業料金以外の[有償]費用が発生した時の別途料金です。

(3)サービス提供

①提供的な流れ

1.専用窓口(0120-867-004)へ連絡

2.コールセンターへ受電対応

(お電話ありがとうございました。緊急かけつけサポート for Biz でございます。只今担当者にお繋ぎいたしますのでしばらくお待ちください。なお、この通話は電話応対の品質向上とお問い合わせ内容の確認のため、録音させて

【通信端末修理費用保険特典】

(1)商品の仕組み

通信端末修理費用保険は、利用者が所有または使用する各種通信端末機器を対象とし、本サービス提供期間中に、偶然な事故により、保険の対象について生じた損害を補償する保険です(保険金のお支払いの対象となるない損害を除きます)。

(2)保険の対象、基本となる補償、保険金額の設定方法等

①保険の対象

利用者が所有または使用する無線通信が可能な各種通信端末機器がこの保険の対象となります。ただし、特約書に記載のある通信端末機器が、ご契約いただく保険の対象となりますので、必ず特約書もあわせてご確認ください。

保険の対象となる主な通信機器

パソコン(ノート型(モバイル型を含む)、タブレット端末、モバイルゲーム機、モバイル音楽プレイヤー、無線プリンタ、モバイルターミナル、スマートフォン、Wi-Fi内蔵テレビ)

なお、お引受けできる通信端末機器は、次の(1)および(2)の要件

- 1. いただいたお問い合わせ、あらかじめご了承くださいませ。)
- 2. 専用窓口の電話対応による情報提供または業務提携先等の駆けつけ作業員が訪問します。
- 3. 別途料金が発生した場合、会員様へご請求(業務提携先取引業者の指定口座へ振込)
- 4. カーク対応後

【トラブルが解消した場合】作業員が現場から離脱し、対応終了。

【トラブルが解決しなかった場合】

- 1. 専用窓口から法人会員または利用者へ連絡し、今後の対応について訪問した業者との直接対応(有償対応)を希望されるかを確認します。

2. 希望された場合は、業者から法人会員または利用者へ連絡し、今後の対応を進めます。希望されない場合は、作業員が応急処置のみ済ませ、対応を終了いたします。

*※作業員とお客様の直接対応については、本サービスの範囲外となります。
*直接対応(二次対応)については、業務提携先等は介入しません。(完了報告等を行いません。)

(4)サポートの対応除外事項

下記に該当する事項については、かけつけ対応の対象外となります。

- 1. 実施要領に定めるもの以外の設備不具合等の場合または再度の訪問・作業の場合

2. 登録情報に登録されたサービス対象物件住所とは異なる場所への要請の場合

3. かけつけサービス利用者の立ち合いができない場合

4. 医療関係機関、工場もしくは倉庫、または風呂店舗に該当する物件の場合

5. 業務用設備(多目的トイレ本体等、ドリンクサーバー、製氷機等)を対象とする場合

6. サービス対象物件の利用開始当初からの故障・破損に関する設備不具合等の場合

7. クリース阻集器(クリーストラップ)の不具合(詰まり除去、清掃等含む。)の場合

8. 午後11時から翌午前9時までの時間帯における破壊による開錠の場合

9. 電球・管球やフィルター等消耗品交換の要請の場合

10. 建物共用部分に関する要請の場合

11. かけつけサービス利用者が所有する家電製品または業務用設備(リース製品含みます。)に関する設備不具合等の場合

12. 利用者または利用者が所有またはリースによって占有する、部材の取り付けまたは設備の移転の要請の場合

13. 原状回復および建物の施工不良(リフォーム等)に起因する設備不具合等の場合

14. 退室・賃居等の理由での原状回復のための要請の場合

15. かけつけサービス利用者以外からの要請の場合

16. かけつけサービス利用者ご自身で修繕業者を手配するなど当社が提供するサービス以外を利用された場合

17. 地震、台風、豪雨、落雷、津波、電巻、寒波、大雪等の天災や火災における設備不具合等の場合

18. 爆動、テロ、革命、戦争等の非常事態における設備不具合等の場合

19. 離島・山岳地域における設備不具合等の場合

20. その他当社等が不適切と判断した場合

(5)免責事項

当社等は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない限り、法人会員および利用者に対して損害賠償義務を負わないものとします。

- 水漏れ
- 故障(ただし、経年劣化によるものは対象外とします。)
- 盗難(特約によってお支払対象から外すこともできます。)
- 全損
- 国外で生じた損害(特約によってお支払対象から外すこともできます。)
- 等

■保険金をお支払いしない主な場合

- ご契約者、利用者または保険金の受取人(※1)・これら者の法定代理人・これら者の業務に従事中の使用人の故意もしくは重大な過失または法令違反

●利用者と生計を同じくする親族の故意

●戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似の事変または暴動、それらによって発生した事故の拡大、秩序の混乱および発生原因が何であるかわからず、前記 ■保険金をお支払いする主な場合の損害の直接の原因となつた事故のそれらの原因による拡大(※2)

●地震等は噴火またはこれらによる津波、それらによって発生した事故の拡大、秩序の混乱および発生原因が何であるかわからず、前記 ■保険金をお支払いする主な場合の損害の直接の原因となつた事故のそれらの事由による拡大(※2)

●台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災

●台風、旋風、暴風、暴雨等の風災。ただし、保険の対象が屋外に所在する場合に限ります。

●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防士は避難に必要な処置による場合を除きます。

●保険の対象に対する加工(修理を除きます)。ただし、加工着手後に生じた場合に限ります。

●保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業場上の過失または技術的拙敗。ただし、これらの事由によって火災または破壊、爆発等が発生した場合を除きます。

●保険の対象の自然的消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、ひび割れ、がれ、肌落ちその他の相似の事由またはねずみ、虫食い等は虫食い等

●保険の目的のメーカーまたは販売会社が、自らの決定または行政庁の命令に基づき、瑕疵の存在する(瑕疵の存在が推定される場合を含みます)製品の対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由

●購入・販売する1年以内のメーカーの瑕疵

●詐欺または横領

●直ちに忘れたのは紛失等

(*1)これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の職能をいいます。

(*2)事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

④お支払いする保険金

この保険でお支払いする保険金は次のとおりです。

*詳細は、規約をご確認ください。

修理費用保険金

●利用者が所有または使用する通信端末機器に外装破損・損傷、水濡れ、全損、故障および盗難が発生し、保険の対象である通信端末機器が修理または有償交換された場合に、修理または有償交換に要した費用を保険金としてお支払いします。

●お支払いする修理費用保険金は保険金額を限度とします。

●修理費用保険金のお支払いが特約書に記載の年間上限額に達した場合は、その年の保険金請求は行えません。

●免責金額が設定されている場合は、修理費用保険金から免責金額を控除してお支払いします。

修理不能保険金

●利用者が所有または使用する通信端末機器に外装破損・損傷、水濡れ、全損、故障および盗難が発生し、保険の対象である通信端末機器が修理または有償交換ができない場合に、保険の対象である通信端末機器の購入価格または保険証記載の修理不能保険金額のいざれか小さい額を保険金としてお支払いします。

●お支払いする修理不能保険金は保険金額を限度とします。

●修理不能保険金のお支払いが特約書に記載の年間上限額に達した場合は、その年の保険金請求は行えません。

●免責金額特約が設定されている場合は、修理不能保険金から免責金額を控除してお支払いします。

⑤主な特約

この保険には、下記の特約がセットになっています。

*詳細は、規約をご確認ください。

●保険金支払回数に関する特約 ……3回

●特定保険金支払対象外特約 ……「盗難・危険不担保(国外のみ)」

●国外での盗難を保険の対象外とします。(日本国内の盗難は保険対象となります。)

●免責金額特約 ……0円

⑥保険金額の設定

修理費用保険金額は、年間 20 万円とします。

この金額を超えて保険金は支払われません。また、修理不能保険金額は、修理費用保険金額の 50% とします。

⑦保険期間および保険の開始・終了時期

保険期間は、本サービスの申込日の属する月の翌月 1 日から始まり、本サービスを解約した解約日をもって本サービスの提供を終了します。責任は、始期日の午前 0 時(※)に始まり、満期日の午後 12 時に終ります。

⑧満期返りい・金・契約者配当金

この保険には満期返りい金および契約者配当金はありません。

⑨補償の重複に関するご注意

●補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

●補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からも補償されることもありますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合もあります。

⑩保険会社破綻等の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束された保険金をお支払いする主な場合の損害の直接の原因となつた事故のそれらの事由による拡大(※2)

●台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災

●台風、旋風、暴風、暴雨等の風災。ただし、保険の対象が屋外に所在する場合に限ります。

●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防士は避難に必要な処置による場合を除きます。

●修理費用保険金は保険金としてお支払われます。

●修理費用保険金は保険金としてお支払われる場合に、利用者が保険金を支払うときは賃借者または譲渡保険者からの保険金支払団査書

●修理費用保険金は保険金としてお支払われる場合に、利用者が死亡した場合は、利用者の除籍および利用者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

●弊社はお客様より保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●他の保険契約等の保険金支払内訳を記載した支払証明書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

●保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

●弊社はお客様より保険金請求書類をご提出いただいてから、その日を含め、30 日以内に、保険金をお支払いするために必要な項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会等がある場合は、照会が必要な場合は、弊社は「保険契約」に定める期日までに保険金をお支払いします。

●意思判断能力を失してしまった場合等、利用者に保険金を請求できない事情がある場合には、利用者の親族が代理人として利用者に代わって保険金を請求できる場合があります。

⑪告知義務

申込書等には、ご契約に関する重要な事項(告知事項)が含まれています。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●主な通知事項

●保険の対象

●他の保険契約等

⑫通知義務

ご契約後に通知事項に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく弊社までご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできなくなることがあります。

(*)ご連絡をいたしました結果、追加保険料が発生しきつ、通知事項との間に因果関係がある場合に限ります。

●主な通知事項

●保険の対象の変更

●保険の対象の譲渡

●ご契約者の住所または連絡先の変更

●上記のほか、弊社に通知すべき旨定められている事実が発生した場合